

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住登外者情報の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、住登外者情報の管理に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年12月24日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	住登外者の情報の管理に関する事務					
②事務の内容	<p>住民基本台帳の住民ではない者(住登外者)について、住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能(住登外者宛名番号管理機能)を用いて、各業務システムにおける事務遂行上必要な宛名情報を管理する事務を行う。</p> <p>(1) 当庁で一意に特定する住登外者宛名番号を付番する。 (2) 住登外者宛名番号に紐づく宛名情報の登録及び変更を行う。</p>					
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[1万人以上10万人未満]</td> <td style="width: 33%;">1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>			[1万人以上10万人未満]	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
[1万人以上10万人未満]	1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム						
システム1						
①システムの名称	宛名管理システム(住民情報システム(NCAS))					
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・住登外者宛名関係情報の管理を行う。 ・住登外者宛名情報の異動管理を行う。 					
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (証明書自動交付(コンビニ交付)システム、滞納整理支援システム)</p>					
システム2~5						
システム2						
①システムの名称	住民情報連携基盤システム					
②システムの機能	<p>住民情報連携基盤システムは、中間サーバーと、庁内の既存住基システムや各業務システムとのデータ連携を担うシステムである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 2. 宛名情報等管理機能 住民情報連携基盤システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 5. 符号取得・生成要求機能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体内統合宛名番号および個人番号を中間サーバーに渡し、符号取得を依頼する。 (2) 中間サーバーから個人番号及び処理通番(情報提供ネットワークシステムで作成)を受領後、住民基本台帳ネットワークシステムに渡し、符号生成を要求する。 					
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>					

システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 デジタル政策課
②所属長の役職名	デジタル政策課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住登外者
その必要性	区に住民登録がない方にも行政サービスを適切に実施する必要があるため。
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input checked="" type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報・業務関係情報:住登外者に関する記録の適正な管理を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和8年1月5日
⑥事務担当部署	総務部 デジタル政策課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input checked="" type="radio"/>] 本人又は本人の代理人 [<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input checked="" type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input checked="" type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input checked="" type="radio"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()
②入手方法		[<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※		住登外情報の新規・修正登録等の管理等を行い、各業務システムにおいて効率的かつ適正に業務を行うため。
④使用の主体	使用部署	総務部総務課、デジタル政策課 区民部区民サービス課、税務課、保険医療課 子ども教育部子ども・教育政策課、保育園・幼稚園課、子育て支援課、育成活動推進課、児童福祉課 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課、介護保険課、中部すこやか福祉センター、北部すこやか福祉センター、南部すこやか福祉センター、鷺宮すこやか福祉センター 健康福祉部福祉推進課、障害福祉課、生活援護課、保健予防課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住登外者宛名情報の照会を行う。 ・住登外者宛名情報の異動管理を行う。
情報の突合		本人又は世帯主等から提出された申告書等の内容と、住登地等他市区町村から入手した住民票情報等との突合を行う。
⑥使用開始日		令和8年1月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1 データ別置保管		
①委託内容		個別業務システムが保有する重要情報を不慮の災害から守る為、外部に適切な保管環境を有する業者に保管する。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東武デリバリー株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2 宛名管理システム運用保守業務		
①委託内容		宛名管理システムの運用及び保守作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。
	⑥再委託事項	宛名管理システムの運用保守業務の一部
委託事項3 住民情報連携基盤システムに関する運用・保守		
①委託内容		住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約に基づく納入等の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することは禁止する。ただし、緊急その他のやむを得ない事情により第三者に委託する必要がある場合は、委託内容(範囲)、委託理由、委託先の監督方法等を明記した書面を徴取し、妥当なものであれば、再委託を認める。
	⑥再委託事項	住民情報連携基盤システムの運用及び保守作業の一部

委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input checked="" type="radio"/> 移転を行っている (6) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	子ども教育部 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	児童育成手当の支給等に関する事務の迅速かつ確実な実施のため。
③移転する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 1万人以上10万人未満 [] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<p><input checked="" type="radio"/> 庁内連携システム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
⑦時期・頻度	住登外者宛名情報ファイルの更新の都度 移転先からの情報提供を求められた都度

移転先2～5	
移転先2	地域支えあい推進部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	介護保険に関する事務の迅速かつ確実な実施のため。
③移転する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	住登外者宛名情報ファイルの更新の都度 移転先からの情報提供を求められた都度
移転先3	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	障害者の福祉に関する事務の迅速かつ確実な実施のため。
③移転する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	住登外者宛名情報ファイルの更新の都度 移転先からの情報提供を求められた都度

移転先4	子ども教育部 保育園・幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	私立の幼稚園等の保育料等に係る補助金の交付に関する事務等の迅速かつ確実な実施のため。
③移転する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: left;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	住登外者宛名情報ファイルの更新の都度 移転先からの情報提供を求められた都度
移転先5	健康福祉部 生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	生活保護事務の迅速かつ確実な実施のため。
③移転する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: left;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	住登外者宛名情報ファイルの更新の都度 移転先からの情報提供を求められた都度

移転先6~10	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	おむつの支給に関する事務の迅速かつ確実な実施のため。
③移転する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	住登外者宛名情報ファイルの更新の都度 移転先からの情報提供を求められた都度
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>※中野区における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理(静脈認証)を行っているサーバー室内に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <p>※中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>※ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民情報システム(NCAS)(宛名管理)】

1.宛名基本ファイル

宛名番号、個人履歴番号、個人番号、登録業務コード、登録業務詳細コード、改製番号、世帯番号、住民区分、住民種別、住民状態、個人番号、法人番号、異動年月日、異動年月日不詳フラグ、異動年月日不詳表記、異動届出年月日、異動事由コード、異動区分、申出年月日、通知年月日、記載等の種別、氏名、氏_漢字、名_漢字、氏名_外国人アルファベット、氏名_外国人漢字、氏名_読みかな、氏_日本_読みかな、名_日本人_読みかな、氏名力ナ確認状況、氏名のカタカナ表記、請求日、旧氏、旧氏_読みかな、旧氏力ナ確認状況、通称、通称_読みかな、通称力ナ確認状況、氏名優先区分、代表者氏名、性別、性別表記、生年月日_元号、生年月日、生年月日不詳フラグ、生年月日_不詳表記、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄表記、世帯主氏名、世帯主氏名_読みかな、住所_市区町村コード、住所_町字コード、指定都市_行政区コード、住所_都道府県、住所_市区町村名、住所_町字、住所_番地号表記、住所_番地枝番数値、住所_方書コード、住所_方書、住所_方書、住所_方書_フリガナ、住所_郵便番号、住民となった年月日、住民となった年月日不詳フラグ、住民となった年月日不詳表記、記載の異動年月日不詳フラグ、記載の異動年月日不詳表記、記載の事由、転入前住所_市区町村コード、転入前住所_町字コード、転入前住所_都道府県、転入前住所_市区町村名、転入前住所_町字、転入前住所_番地号表記、転入前住所_方書、転入前住所_郵便番号、転入前住所_国名コード、転入前住所_国名等、転入前住所_国外住所、転入前住所_世帯主氏名、最終登録住所_市区町村コード、最終登録住所_町字コード、最終登録住所_都道府県、最終登録住所_市区町村名、最終登録住所_町字、最終登録住所_番地号表記、最終登録住所_方書、最終登録住所_郵便番号、住所を定めた年月日、転居前住所_市区町村コード、転居前住所_町字コード、転居前住所_都道府県、転居前住所_市区町村名、転居前住所_町字、転居前住所_番地号表記、転居前住所_方書コード、転居前住所_方書、転居前住所_フリガナ、本籍、本籍_都道府県、本籍_市区群町村名、本籍_町字、本籍_地番号または街区符号、本籍_市区町村コード、本籍_町字コード、戸籍_筆頭者、消除の事由、転出届出年月日、転出予定年月日、消除の届出年月日、消除の異動年月日不詳フラグ、消除の異動年月日、消除の異動年月日不詳表記、転入通知年月日、転出先住所(予定)_市区町村コード、転出先住所(予定)_町字コード、転出先住所(予定)_都道府県、転出先住所(予定)_市区町村名、転出先住所(予定)_町字、転出先住所(予定)_番地号表記、転出先住所(予定)_方書、転出先住所(予定)_国名コード、転出先住所(予定)_国名等、転出先住所(予定)_国外住所、転出先住所(予定)_郵便番号、転出先住所(確定)_市区町村コード、転出先住所(確定)_町字コード、転出先住所(確定)_都道府県、転出先住所(確定)_市区町村名、転出先住所(確定)_町字、転出先住所(確定)_番地号表記、転出先住所(確定)_方書、転出先住所(確定)_郵便番号、外国人住民となった年月日、外国人住民となった年月日不詳フラグ、外国人住民となった年月日不詳表記、在留カード等番号、在留カード等番号区分、国籍等、国名コード、第30条45規定区分、住居地の届出の有無、在留資格等コード、在留期間コード年、在留期間コード月、在留期間コード日、在留期間満了日、国籍喪失年月日、履歴選択不可フラグ、事実上の世帯主氏名、処理年月日、改製記載年月日、地区コード、自治会コード、班コード、算定団体コード、住居地補正コード、記載順位、成年被後見人_該当有無、成年被後見人_審判確定年月日、除票DB移行フラグ、法第30条46または47区分、管内管外の区分、登録部署

2.送付先情報ファイル

宛名番号、指定都市_行政区コード、業務コード、業務詳細コード、連番、登録年月日、利用開始年月日、利用終了年月日、管内管外の区分、郵便返却区分、住所_市区町村コード、住所_町字ID、住所_都道府県、住所_市区町村名、住所_町字、住所_番地号表記、住所_方書コード、住所_方書、住所_方書_フリガナ、住所_郵便番号、送付先氏名、送付先氏名_フリガナ、送付先氏名_通称、送付先氏名_通称_フリガナ、送付先氏名_外国人ローマ字、送付先氏名_外国人漢字、氏名優先区分、登録支所、連絡先区分、電話番号、備考、独自項目_数字1、独自項目_数字2、独自項目_数字3、独自項目_数字4、独自項目_数字5、独自項目_文字1、独自項目_文字2、独自項目_文字3、独自項目_文字4、独自項目_文字5、削除フラグ

3.連絡先情報ファイル

業務コード、業務詳細コード、宛名番号、指定都市_行政区コード、履歴連番、連絡先枝番、連絡先区分1、連絡先情報1、連絡先区分2、連絡先情報2、連絡先区分3、連絡先情報3、連絡先区分4、連絡先情報4、連絡先区分5、連絡先情報5、連絡先氏名、連絡先氏名_フリガナ、連絡先住所_市区町村コード、連絡先住所_町字ID、連絡先住所_都道府県、連絡先住所_市区町村名、連絡先住所_町字、連絡先住所_番地号表記、連絡先住所_方書、連絡先住所_郵便番号、登録支所コード、登録年月日、連絡先利用開始年月日、連絡先利用終了年月日、備考、独自項目_数字1、独自項目_数字2、独自項目_数字3、独自項目_数字4、独自項目_数字5、独自項目_文字1、独自項目_文字2、独自項目_文字3、独自項目_文字4、独自項目_文字5、削除フラグ

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名					
住登外者宛名情報ファイル					
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）					
リスク：目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	住民登録外者、区外居住者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、本人等からの申請・申告情報等に基づき、登録の可否を判断し、対象者の住所地調査を行ったうえで、宛名システムに登録している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置					
○届出書等が不正に奪取されるリスク 届出等の窓口において、届出等を行う者が記載した届出書等は、窓口から離席する際は携行するなど、職員の管理下に置くことを徹底している。					
3. 特定個人情報の使用					
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	宛名システムでは、個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するように個人番号を表示させない権限設定のユーザーIDを提供しており、事務に必要な情報との紐付けは行われない。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	・業務端末については、二要素認証（生体認証とパスワード）を導入し、厳格なユーザ認証を実施している。 ・システムについては、ユーザーID及びパスワードによる認証を実施しており、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用ができない対策を実施している。				
他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○職員及び委託事業者による不正利用のリスク
利用主管課の情報管理責任者にて全てのアクセスログを取得し、定期的に確認している。
確認結果を隨時公開することにより不正利用を抑制している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	中野区情報安全対策基準に基づき、中野区情報システム外部委託標準安全対策を定め、以下の項目を契約書に明記することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティを確保するための体制の整備 ・第三者への情報の開示・提供・漏洩の禁止(契約終了後を含む) ・従事者に対する情報安全措置の周知及び教育 ・取り扱う情報の秘密保持等 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・情報安全に係る事故発生時の適正措置及び報告 ・複製の禁止 ・目的外利用の禁止 ・セキュリティ機能の装備 ・情報セキュリティ対策の実施 ・情報セキュリティが侵害された場合等の対処 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の国際規格の認証取得情報
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○委託事業者による特定個人情報の不正な持ち出しリスク
特定個人情報の持ち出しを禁止している。
その他の情報の持ち出しにおいては情報管理職員が特定個人情報の有無を確認してから電子媒体にパスワード付きファイルに変換した後、業者に引き渡している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		・番号法及び条例の規定により認められた範囲内においてのみ、情報の提供・移転を行う。 ・移転を開始する前に、情報を保有する部長に対し情報の利用の協議をすることを規則で定めている。
その他の措置の内容		「住登外者宛名情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を、当区の規程に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
○システム管理者の許可なく端末のUSBポート・CDドライブ等を使用できない仕組みになっている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[] <選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[] <選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

8. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] [選択肢] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none">・関係職員に対して、初任時及び1年毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。・委託事業者に対しては、個人情報保護に関する条項を含む契約を締結している。・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。なお、職員の場合はあわせて、地方公務員法及び中野区職員の懲戒に関する条例の規定に基づく措置を講じる。

10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する中野区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上で業務アプリケーションの運用に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者との契約に基づき対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、中野区に業務アプリケーションサービスを提供するASP兼ガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。

具体的な取り扱いについて疑義が生じる場合は、中野区と国及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	総務部 デジタル政策課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3228)5647
②請求方法	指定書式に必要事項を記載した書面により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	総務部 デジタル政策課 〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 03(3228)5647
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所